

§7. 計量マニュアル

1. マニュアルの方針

- 1-1 撤去作業において、適正処理を目的とした場内処理量の管理のための計量を行う。
- 1-2 また、運搬車両の安全かつ適正な運搬を維持（過積載防止等）するための計量も行う。
- 1-3 計量は積込工程の前後の2つの段階で実施するものとし、①掘削量（掘削物を直接計量、または仮置き後掘削物を計量する場合の2通り）及び②場外搬出量（運搬車両への積み込み後）の管理を行う。

【解説】

計量は、次図に示す2箇所で行う。

①掘削後の選別工程前

②運搬車両積み込み後（場外搬出前）

なお、選別処理を行わずに場外へ直接搬出する廃棄物の計量は②の段階のみで行う。

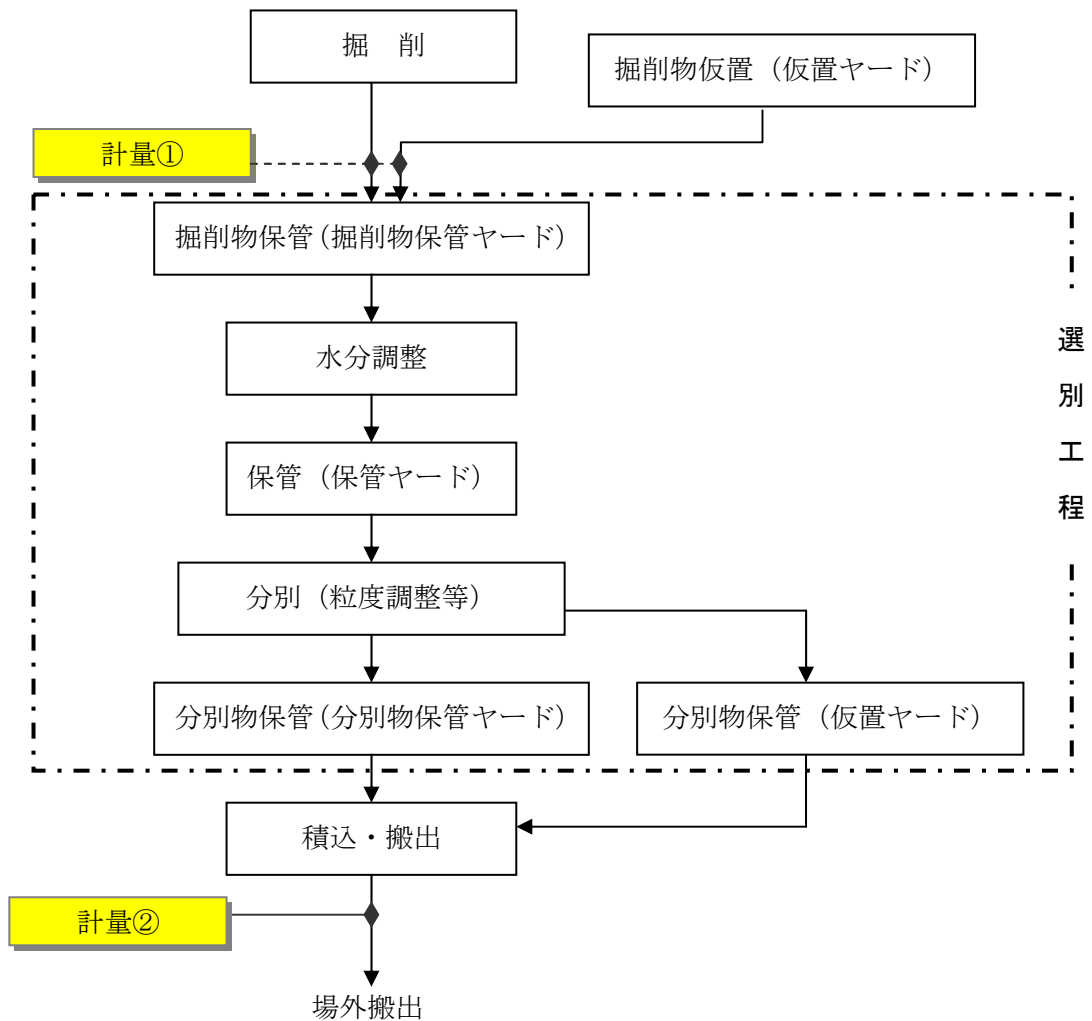


図 7-1 計量工程

2. マニュアルの適用範囲

2-1 (適用範囲)

本マニュアルにおける適用範囲は、本格撤去事業の掘削工程後と積込工程後の計量工程とする。

2-2 (適用対象主体)

本マニュアルは、計量グループを対象としたものである。

【解説】

本マニュアルにおける適用範囲は、掘削工程後及び積込工程後の計量工程とし、各工程における計量の作業手順、留意事項、管理事項等について定めるものである。

3. 計量設備

3-1 (計量ヤードの位置)

計量ヤードは選別ヤード横の場内運搬ルート上の1箇所に設置する。

3-2 (計量ヤードの設備等)

計量ヤードは計量器（トラックスケール）及び計量管理室から構成される。
計量設備では有人で場内掘削量及び場外搬出量の重量測定と記録を行う。

【解説】

計量設備の概要を以下に示す。

(計量設備の概要)

- ・計量設備の配置位置を図7-2に示す。
図7-1で示した計量①及び計量②は共通の計量器1台で行う。
- ・計量器の仕様
使用電源：AC100V
方式：マルチロードセル式
積載面寸法：3,000×10,500 mm
秤量重量 40 トン、最小目盛り 10kg（使用範囲：200kg～40t）
デジタル表示式
その他装置等：パソコン1台、レーザープリンタ1台
主要印字記録データ：年月日、時刻、回数、車番、業者、計量品目、総重量、空車重量、正味重量、その他
- ・計量要員の配備
計量ヤードには計量担当者を配置する。
- ・計量方法の表示（計量手順表示看板の設置）
計量手順掲示板を計量器進入方向左側に設置する。
- ・運搬車両の車両番号（ナンバープレート、車種、車重量等の事前登録）

計量作業の効率化をはかるため、場内運搬車両（以下、搬入車両という）及び場外運搬車両（以下、搬出車両という）は事前に車両のナンバー、保有会社名、車種、車重量、最大積載量を登録し、計量設備側のパソコンで情報を記録する。

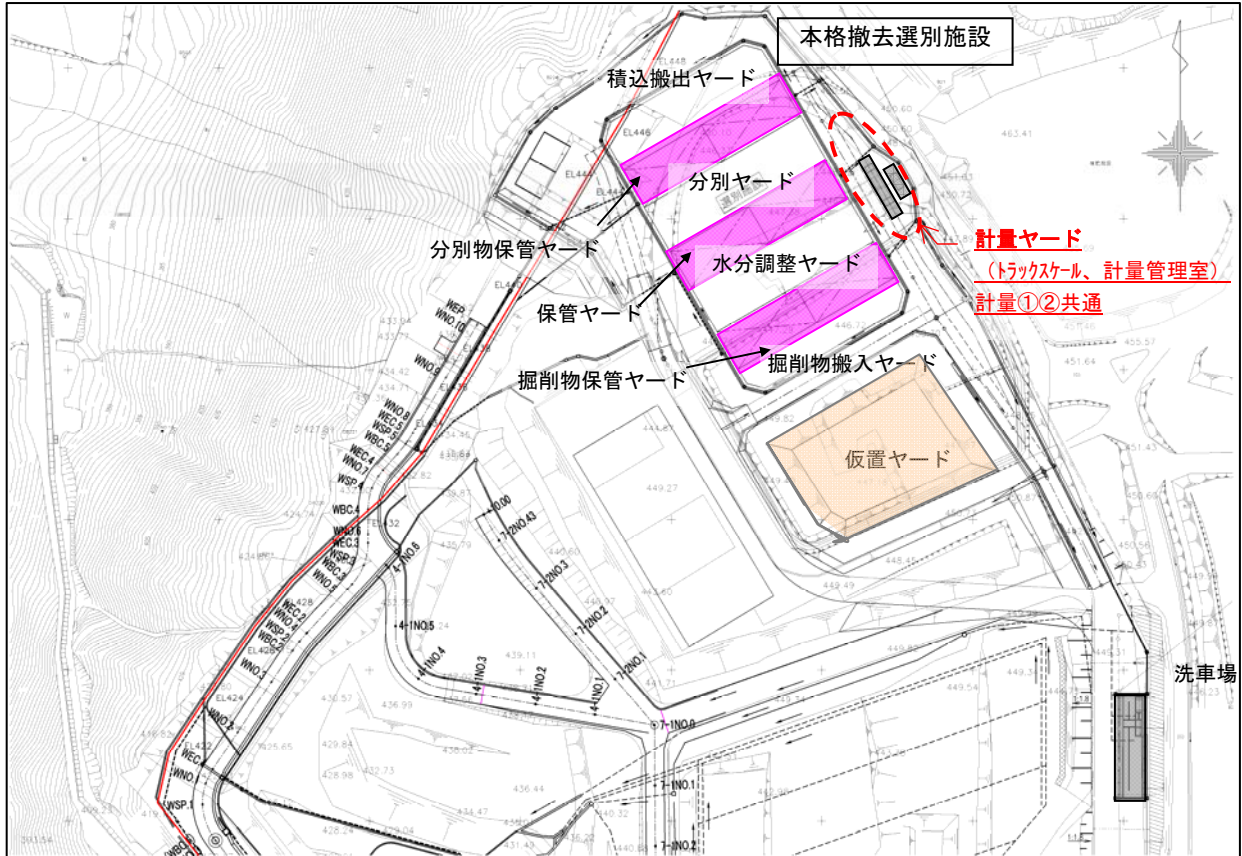


図 7-2 計量設備位置図

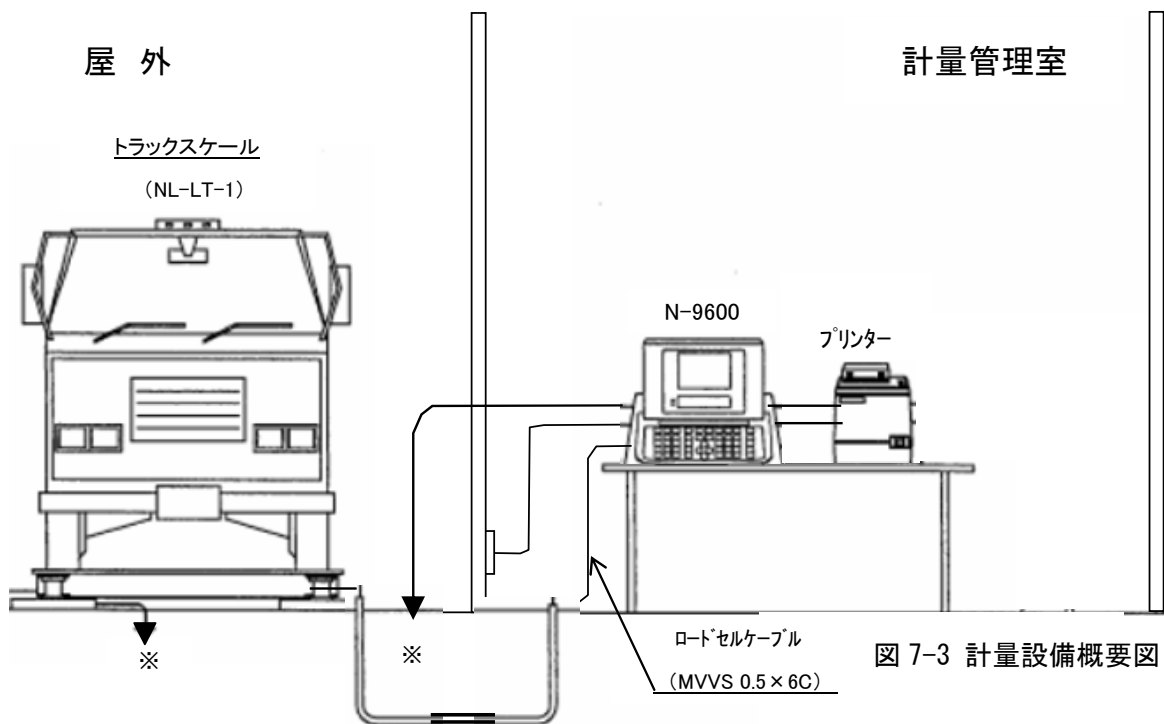


図 7-3 計量設備概要図

4. 計量手順

4-1 (計量待機)

本格撤去では日 100 台以上の場内運搬車、場外運搬車を計量することから計量器前の待機ゾーンを設け、円滑な計量が行えるようにする。

4-2 (計量)

計量車両は計量担当者の指示に従い計量器上に進入する。その後の計量作業は計量担当者が行い、指示により計量器から退出する。

計量時には運転員は積載廃棄物及び搬出先(場外運搬の場合)を計量担当者に明示し、計量ミスの無いよう留意する。

計量員は過積載のないことを確認し、場外退出の指示をする。

【解説】

計量の手順及び計量データの内容を以下に示す。

(計量手順)

・手順フロー

- 1) 計量担当者の合図により運搬車両は計量待機ゾーンから計量ヤードに進入
- 2) 計量担当者は車両番号と運搬廃棄物表示シート等の目視、運転者への直接確認により運搬廃棄物を区分する。
(※運搬車両は搬入車両(場内専用)、搬出車両(場外専用)とも同日作業内で普通産廃、特管産廃のいずれかを運搬するように毎日の朝礼で指示するものとする)
- 3) 運搬車両は徐行しながら計量器に乗り待機する。
- 4) 計量担当者は運搬廃棄物の正味重量を測定・記録し、運搬車両に退出を指示する。
(※搬出者は計量ヤード退出後にマニフェストを受け取り搬出する)・・・「§ 9. 適正処理管理マニュアル」参照

(計量記録データ)

・計量データの記録及び管理方法

- 1) 計量管理室で記録する作業日毎の計量データは日単位で集計し、週単位で現場の常駐監理者を通じて県境再生対策室の運搬担当者に連絡する(バックアップデータの保管)。
- 2) 県境再生対策室の運搬担当者は月単位で、場内運搬においてはブロック別、場外運搬においては搬出先別に運搬量を整理する。(なお、現場で記録する場外搬出量は受入れ施設側の受入れ量記録との照合を行う)
- 3) 計量管理室では、1年間の場内・場外の運搬量について連続的に累計データを保管する。

計量データの管理項目を以下に示す。

<計量データの記録表（例）>

計量データシート					
搬入車両（場内運搬車両）＝計量①：掘削後・選別前					
日時 / / / :	車両 NO. （現場内 登録番号）	掘削物区分 （普通ライン=西側選別ライン、 特管ライン=東側選別ライン）	総重量 （ t ）	正味重量 （ t ）	備 考 （記録者名等）
/ / / :					
/ / / :					

搬出車両（場外運搬車両）＝計量②：選別後・場外搬出前					
日時 / / / :	車両 NO. （現場内 登録番号）	搬出物区分 （普通受入施設=A, B, …… 特管受入施設=C, D, ……）	総重量 （ t ）	正味重量 （ t ）	備 考 （記録者名等）
/ / / :					
/ / / :					

注) 計量①については、掘削ブロック別と普通・特管別の区分で月間集計が可能な集計表とする。

計量②については、搬出先別（普通産廃、特管産廃）の区分で月間集計が可能な集計表とする。

（その他の事項）

・計量精度の管理

- 1) 計量器は計量法で規定する法定検査を2年に1回行う。
- 2) 搬出車両の空車重量については、受入施設での空車計量結果に基づき、適宜、登録データの更新を行う。（注：空車計量とは、空荷の状態車両を計量し、その車両の重量を決定することをいう。車両の重量は、自動車検査証の車両重量をもとに決定するが、車体に改造を加えている車両の場合は、実際の重量と自動車検査証の重量に差異が生じるために、正確な車両重量を計量する。なお、空車重量は、燃料、潤滑油、冷却水等の全量を搭載した状態で、空荷で廃棄物を運搬する標準装備（スペアタイヤ、工具類等を装着）の状態を計量する。）